後期高齢者医療

**＞制度のしくみ**

　後期高齢者医療制度は、平成２０年４月から健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健制度にかわるものとして創設されました。

　福島県内すべての市町村で構成する、福島県後期高齢者医療広域連合により運営され、市町村が保険料の徴収と窓口業務を行っています。

**＞後期高齢者医療に加入するとき**

　７５歳以上の方及び、６５歳以上で一定の障がいがあると認定された方が対象となります。

　なお、誕生日の前月に、住所地（住民基本台帳に掲載されている）に資格取得についてのお知らせを郵送します。（基本的に、窓口受領となります。）

**＞保険証について**

後期高齢者医療被保険者証が、一人１枚交付されます。

　なお、有効期限は毎年７月３１日となり、新しい保険証は７月中に住所地に郵送します。

**＞保険料について**

　この制度の保険料は、加入者全員が公平に負担する「均等割額」と加入者本人の所得に応じて負担する「所得割額」を合算したものとなり、被保険者の方全員より納めていただきます。なお、保険料は原則として年金から特別徴収（差し引き）となります。

**＞自己負担割合について**

　医療機関の窓口では、かかった医療費の一部を自己負担としてお支払いいただきます。なお、住民税課税所得の金額により、負担割合（１割、２割、３割）が決まります。

**＞高額療養費について**

医療機関での1ヶ月の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。なお、該当する方には、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」等が交付されます。

　申請の際には、後期高齢者医療被保険証、マイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるものを窓口に持参ください。

＞**第三者行為（交通事故等にあったとき）**

「交通事故（自損・家族を含む）や、傷害事件、他人の飼い犬にかまれたなど」によって受けた傷害等については、第三者行為による傷害となり、後期高齢者医療の保険証を利用して治療した場合、後期高齢者医療への「第三者行為による疾病届」の提出が必要となります。

「第三者行為による疾病届」は保険診療請求の都合上、受診後すみやかに窓口まで届出をされますようお願いいたします。

なお、加害者から示談などにより治療費を受け取った場合は、後期高齢者医療での治療費（医療費）として支払いができなくなりますので、示談前に窓口までご相談ください。